

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	K&Oエナジーグループ株式会社		コード	1663
提出日	2025/3/3	異動（予定）日	2025/3/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	菊池 節	社外取締役															
2	石塚 達郎	社外取締役	○													○	有
3	小林 貞代	社外取締役	○													○	有
4	森本 芳之	社外取締役	○													○	有
5	増田 由美子	社外取締役	○													○	新任
6	内田 晴喜	社外監査役															新任
7	小鍛冶 広道	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社の主要株主かつ主要な子会社の重要な取引先である京葉瓦斯㈱の代表取締役会長であるため、独立役員の要件は満たさないものの、同社をはじめとした数多くの企業の経営によって培われた企業経営における豊富な経験及び見識をもとに、2020年3月より当社社外取締役として当社グループの経営への助言や業務執行に対する監督を行っており、今後も当社グループの経営全般に対して豊富な経験に基づいた有益な提言を得ることは、当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、選任しております。
2		長年にわたる総合電機メーカーの経営等によって培われた企業経営に関する幅広い見識や豊富な国際経験を有しており、2020年3月より当社社外取締役として、豊富な専門知識及び経験をもとに、当社グループが直面する様々な業務課題への助言や業務執行に対する監督を行っており、今後も当社グループの経営全般に対して豊富な経験に基づいた有益な提言を得ることで当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、選任しております。 なお、同氏は過去に㈱日立製作所の代表執行役執行役副社長や日立建機㈱代表執行役会長などを歴任後、現在は㈱タダノ社外取締役、及びAGC㈱社外監査役であります。東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に抵触するものではなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。
3		当社グループ事業とは異なる化粧品メーカーにおいて活躍してきた人材であり、組織風土改革や新規事業開発、企業経営等における豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年3月より当社社外取締役として、当社グループのダイバーシティ推進をはじめとした各種施策への助言や業務執行に対する監督を行っており、今後も当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、選任しております。 なお、同氏は過去に㈱資生堂の経営企画部未来創造局長やKODOMOLOGY(株)代表取締役社長でありましたが、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に抵触するものではなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。
4		㈱ブリヂストンにおいて取締役・CTO(最高技術責任者)として、主に技術・開発部門でグローバルに企業経営に携わり、また、AGC㈱の社外常勤監査役としても実効性の高い監査を行うなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と実績が、今後の当社グループの事業発展や企業価値向上に資すると思われることから、選任しております。 なお、同氏は過去に㈱ブリヂストン専務執行役員、及びAGC㈱社外常勤監査役でありましたが、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に抵触するものではなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。

5	複数の外資系IT企業において、ソリューション営業・CSコンサルティング部門のマネジメントを経験し、女性の活躍推進や消費者・顧客志向経営等における豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、2023年3月より当社の子会社である関東天然瓦斯開発㈱及び大多喜ガス㈱にて顧問（監査役補佐）として、監査役監査の実効性向上と社外目線での監査拡充において重要な指摘・助言をいただいております。これらの経験・見識から当社グループのダイバーシティ推進や人材育成に関して有益な提言を得ることが期待されることから、選任しております。 なお、同氏は過去に日本アイ・ビー・エム㈱のビジネスコンサルティングサービスパートナーやSAPジャパン㈱のフィールドサービス統括本部ストラテジックインダストリーディレクター、㈱ピーシーデポコーポレーション社外取締役を歴任し、現在は㈱消費者の声研究所代表取締役、㈱DTS社外取締役、㈱NITTAN社外取締役、当社の子会社である関東天然瓦斯開発㈱及び大多喜ガス㈱の顧問（監査役補佐）であります。が、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に抵触するものはなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。
6	当社の主要株主かつ主要な子会社の重要な取引先である㈱合同資源の取締役であるため、独立役員の要件は満たさないものの、天然ガス鉱業及びヨウ素事業において長年にわたり主に経理部門に携わり、財務・会計に関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的・専門的な視点から監査を行い、当社のガバナンスの充実に資することが期待されるため、選任しております。
7	2018年3月より当社社外監査役として、長年にわたる弁護士活動を通じて培われた企業法務と経営実務に関する高い見識を活かして実効性の高い監査を行っており、当社のガバナンスに資することが期待されるため、選任しております。 なお、同氏は当社の顧問弁護士が所属する法律事務所のパートナー弁護士であるものの、顧問弁護士と当社の顧問契約は顧問弁護士個人との契約であり法律事務所を介在させていないこと、顧問弁護士報酬についても同氏の関与はなく報酬額も少額であることから、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に抵触するものはなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

【当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準】 当社の独立性を有する社外役員及び独立性を有する社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。 1. 当社グループ関係者（対象期間は現在及び過去10年間） 当社及び当社の現在の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう）（以下、あわせて「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下、あわせて「取締役等」という）でないこと。 2. 議決権保有関係者（対象期間は現在及び過去5年間） ①当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社（当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目又はその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。以下同じ）の取締役等でないこと。 ②当社グループが現在主要株主である会社の取締役等でないこと。 3. 取引先関係者（対象期間は現在及び過去3年間） ①当社グループとの間で、双方いずれかの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある者、又はその者が法人である場合にはその者又はその親会社もしくは重要な子会社の取締役等でないこと。 ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関又はその親会社もしくは重要な子会社の取締役等でないこと。 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等） ①当社グループの現在の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員でないこと。 ②弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受領している者でないこと。 ③上記4①②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員でないこと。 5. その他 ①上記1～4で就任を制限している対象者（重要でない者を除く）の配偶者又は2親等以内の親族もしくは同居の親族でないこと。 ②当社グループから取締役（常勤、非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員でないこと。 【社外役員の属性情報の記載に関する軽微基準】 当社は、社外役員の属性情報に関し、当社が定める以下の基準を満たす場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略する。 1. 当社及び当社の現在の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう）（以下、あわせて「当社グループ」という）との間の直近事業年度の取引額が、双方いずれかの年間連結売上高の1%以上に相当する額の取引先またはその業務執行者でないこと。 2. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから過去3年間の平均で年間500万円以上の金銭その他の財産上の利益を受領している者でないこと。 3. 当社グループからの直近事業年度の寄付金額が500万円以上の寄付先またはその業務執行者でないこと。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。